

消費者庁関連3法の成立に関する会長声明

消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、及び消費者安全法からなる消費者庁関連3法が、5月29日参議院で全会一致で可決・成立した。

従前の産業育成重視の縦割り、すき間行政の弊害から消費者を救済し、消費者や生活者の視点に立った消費者庁が関係官庁に対する指示、勧告その他諸権限及び新規立法の権限をもつような司令塔としての役割を担うべきとした当会の平成20年7月10日の会長声明と方向を同じくするもので高く評価したい。

他方、消費者庁から独立して強力な権限をもち監視役として民間の声を反映させることが期待されている消費者委員会も設置されたが、その委員の構成をどうするかについては具体的には政令に委ねられている。それゆえ委員の構成次第では消費者委員会に期待される機能や役割を果たすことができなくなることも考えられ、この点については最前線で消費者被害救済に尽力している人たちの声が伝わるようなものにしなければならない。

また、当会は、特に消費者被害相談の最前線に立つ地方消費者行政の充実が喫緊の課題であると主張してきたが、法律の附則において、地方自治体の窓口拡充、消費生活相談員の雇用形態の抜本的見直し、消費者被害救済実務に精通した消費生活相談員の増員と研修の充実などの地方消費者行政の抜本的充実策、不当収益のはく奪などが今後の検討事項として積み残された。加えて、可決成立時の多岐に亘る附帯決議事項についても今後の検討が必要である。

消費者庁関連予算で、今後3年程度を集中育成・強化期間として相談窓口強化に取り組む地方公共団体を財政的に支援することが決まり、多額の消費者行政活性化資金が盛り込まれることになったが、地方消費者行政の抜本的充実策として地方行政レベルで国からの交付金を活用し、消費生活センター機能強化事業、消費生活相談員養成事業、消費生活相談レベルアップ事業、消費生活相談窓口高度化事業等の充実が是非とも求められる。

当会は、消費者庁及び地方消費者行政が真にあるべき方向に進むよう見守るだけでなく、地方消費者行政の充実及び消費生活相談員のレベルアップ・高度化を図るべく消費生活センターとの連携を密にするなど全力を挙げてバックアップする所存である。

2009年（平成21年）6月15日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典